

広聴特別委員会記録

令和4年3月29日

【開催日】 令和4年3月29日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時12分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	島津克則
庶務調査係長	田中洋子		

【審査内容】

- 1 市民懇談会について
- 2 議会報告会について
- 3 モニター制度について

午前10時 開会

矢田松夫委員長 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、広聴特別委員会を開催します。本日の付議事項については、皆さん方のお手元にある内容に沿って進めていきたいと思っております。一つは、市民懇談会の開催について、二つ目については、議会報告会について、そして3番目が、市議会モニター制度についてです。それでは最初の付議事項の市民懇談会については、皆さん方のお手元に資料がありますので、こちらを見ながら議論を進めていきたいと思っております。申込者については、埴生地区自治会協議会の林会長から出されております。市民懇談

会のテーマについては、青年の家、糸根公園とその周辺施設等との利活用についてということです。内容については、地域の優位性、二つ目には、青年の家管理棟、天文館、プール施設等の解体後の展望について。三つ目が、テニスコート・体育館・グラウンドの今後の利活用について。四つ目が、キャンプ場としての機能強化への取組について。五つ目が、糸根公園一帯がスマイルエイジングパークとなることでの地域へのメリット、デメリットについて。それから六つ目が、糸根の松原の今後の保存について。七つ目が、花の海との連携による観光エリアの構築について。最後が埴生漁港を含めたエリア一帯の活用について。このような具体的なテーマに沿って、市民懇談会の申入れがあります。皆さん方にお諮りしたいんですが、この市民懇談会の対象常任委員会を、どのようにして決めていくのかということです。本来ならば、1 常任委員会で確定するものについては、議長が直接行かせるということになってはいますが、これまで連合審査したように、3 常任委員会にまたがっているテーマがありますので、どういうふうにしていくのか、皆さん方の御意見を頂きたいと思います。参考意見として、先日の産業建設常任委員会に中島委員もおられましたけれど、この中で、4月1日以降の所管は都市計画課に変わるということになってしまいました。これまでは、スマイルエイジングといえば民生福祉、青年の家については総務文教、公園については産業建設と、三つの委員会にまたがっていたのが、今度一つの窓口で都市計画課が受けることになりました。それを含めて、皆さん方の御意見を頂きたいと思います。私からは以上です。

松尾数則委員 市民懇談会を要望されている内容というのが、市政に関すること、市議会に関することという内容が入っているわけですね。市議会に関することと言えば、3 常任委員会でいくしか方法がないような気がします。

矢田松夫委員長 それは、ちょっと僕は違うと思うんですが、私が違うと言っ
てはいけんが。

吉永美子委員 今のは、項目というところでどれに当てはまるかということだ
と思うんです。ですので、市の行っていることになるのかなというふう
に思います。その中で1番から8番まであります。都市計画課は、公園
のところというのによく分かるんですけど、これまで長い歴史の中で、
青年の家とか天文館とかいったところに地域の方がすごく関わっている
と思います。そういう意味では、3常任委員会からそれぞれ出ていくこ
とが私はより親切な対応じゃないかと思います。

長谷川知司委員 テーマのところ、青年の家、糸根公園とその周辺施設とあ
りまして、この度の消防署の埴生出張所についても議題になるような気
がしますので、総務文教としても関係があるんじゃないかと思います。

矢田松夫委員長 では、3常任委員会で対応していくということですね。中島
委員、いいですか。今回、新たに4月1日から都市計画課が全体を網羅
することになっていますが。

中島好人委員 懇談会だからいいんですけども、今の流れは、市がプロポーザ
ルに掛けて、そういう意見も聞きながら、そういう業者を指定して考え
るところだから、これとの整合性というか、その辺の関係がどう
なるのかというのがいまいち分からないんですよ。だから、ちょっと今
黙っていたのは、そういうことです。ここで、もし聞いて、それがどう
なるのか。それを、今度決まった業者に取り入れようとする、そうい
う意見なんかを主張するための懇談会、ちょっとその辺の関係は、今ま
でどうだったかは分からないので、初めてなもんだから聞きやすいん
ですけど、過去はどうだったんでしょうか。こういうのはよく分かりませ
ん。

矢田松夫委員長 ほかに、中島委員が言われたことについて。

中島好人委員 もしやるとすれば、やっぱり特定じゃなくて全体に関わるから、

それぞれの委員会から代表を出して、議会として対応するほうがいいんじゃないかなという感じはします。申入れはやらないわけにいかんかも分からんけど、結果どうなるのかというふうに思います。要するに懇談会した後の取扱いです。どういうふうに処理をするのかというところは、これはここの委員会の関係じゃなくなるんですよね。その辺がどうなのかというのがよく分かりません。

矢田松夫委員長 議事録を見ていきますと、事業の主体としましては、都市計画課が主体となって基本計画を考えていくというふうに部長の答弁があります。ただし、計画を立てないと何も言えない。まず計画が先だという部長の回答でした。ほかにないですか。広聴で行き先を考えるわけですので、皆さん方の総意を得て、議長に私のほうから言いたいんです。これまでは3常任委員会に関連するけれど、今後は都市計画課ですから、産業建設常任委員会が審査をしていくということです。ですから、これまでのように3常任委員会で対応していくのがいいのか、4月1日からは産業建設常任委員会だから、産業建設常任委員会に任せるのかということなんです。

松尾数則委員 これからのことは産業建設常任委員会に任せる。ただ、今回、市民懇談会が出てきたのは、市民が意見を聞きたいということで出てきたんですよね。だから、その辺の意見をしっかり聞いて、例えば産業建設常任委員会が、その内容を行政のほうに持っていくという部分については構わないと思うので、取りあえずは、3つの常任委員会から、ある程度の人数を出して、市民の皆さんがどのように考えていらっしゃるのかを聞こうじゃないか、また聞くべきではないかなというふうに思っています。10人だったら、各常任委員会から2人か3人が出て、市民がどのように考えていらっしゃるのか、話を聞いてくるべきじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員 ①の地域の優位性についてというのが、ちょっと分かりにく

いんです。ですから、産業建設常任委員会だけの問題で済むかどうかというのはちょっと私も分かりません。ですから、3常任委員会で行かれたほうが好ましいかなと私は思います。

矢田松夫委員長 まず、3常任委員会で1回話を聞いて、今後のことについては、都市計画課だから産業建設常任委員会にお任せをするという二段構えでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで3常任委員会に振ります。人数ですが、参加人数が10名ですから、こちらが3常任委員会で3掛ける7人で21人がぽんて行くというわけにいきませんよね。どうしましょうか。

松尾数則委員 参加人数10人というのはどういう意味なんですかね。

吉永美子委員 これまでのいろんな会合する中で、意識してきていたのは、出て来られる方よりも議会のほうが多いというのは、ちょっと相手からするとどうなのかなというところがずっとあります。10人を越さないということ、先ほど松尾委員が言われたように2人か3人ということは、必然的に決まってくるのではないかと私は思っています。

矢田松夫委員長 2人か3人、どっちかにしてください。

吉永美子委員 イメージがちょっとよく湧いてこないんですけど、あえて言えば、総務文教常任委員会と民福福祉常任委員会が2人、産業建設常任委員会は3人という考え方もできるかと思えます。

矢田松夫委員長 それで二、三人と言ったんやね。二、三人の理由が分かった。吉永委員から言われましたように、3常任委員会で対応する。そして参加人数については、総務文教常任委員会が2人、民生福祉常任委員会が2人、産業建設常任委員会が3人でどうでしょうかということですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これについて、私から議長に決

まったことについて報告します。こういうことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次の議会報告会について、皆さん方の御意見を頂きます。日程表は、既に皆さん方に配っておりますように、一つは、議会報告会の中止のチラシについては、皆さん方あるいは議員の皆さん方に25日の本会議場でお配りしましたので、それぞれ公共施設等に配布が終わっております。それから二つ目は、議会報告会が中止になった代替措置として、ユーチューブで配信するという取組ですが、これについては、既に3常任委員会で、報告の内容について決定をされ、4月5日に3常任委員会でそれぞれ持ち寄って、原稿のチェックをされる予定です。ここまでがこれまでの進行状況であります。

中島好人委員 事務局にちょっと聞きたいんですけども、ポスターは余分に印刷されたんでしょうか。随分残っているんで、その辺はどうなんかなと思いました。

矢田松夫委員長 私のように持って帰ったけど、チェックしてないという方がおるということで、私も含めて、配布はしたけどチェックしておりませんでした。申し訳ありません。そういう人がおるかもしれんけど。

長谷川知司委員 私は、今まで公民館は体育館があったら、公民館と体育館ということで2枚ずつもらいよったんですよ。でも今回は遠慮して公民館分しかもらってないんで、もし余っているのであれば体育館とかに持っていきたいと思います。1枚ずつと思ったもので、余ったら持って行きます。

中島好人委員 余分には印刷していないということですね。（発言する者あり）1枚だけですね。分かりました。

矢田松夫委員長 ポスターの関係はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどの日程について、皆さん方から何か御質問はありますか。

吉永美子委員 確認ですが、配信までの取組の中で、委員長が言われた4月5日にそれぞれの常任委員会がチェックをされて、内容修正とかされるでしょうから、4月11日に広聴が協議会というのは、これは固まっているということによろしいですか。

矢田松夫委員長 11日か12日としていますが、11日に広聴の協議会は10時からということで。（発言する者あり）それでは、3常任委員会から出されたユーチューブで配信の内容について、4月11日に広聴特別委員会の協議会を開催します。広聴特別委員会の協議会です。3常任委員会から出されたものを、もう一回広聴特別委員会でチェックをします。10時半まで休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

矢田松夫委員長 それでは休憩を解き、議事を再開します。これからの付議事項については、3番目のモニター制度についてです。モニター制度について、まず設置要綱の第3条です。本会議、委員会、政策討論会を傍聴し、若しくはということで、いわゆるモニターの職務です。これまでの議論については、必ず出なくてはならないと義務的になっている。それから、あるいは義務的ではないが、意見があれば提出するという意見もありました。それから文書で提出することということについては少し厳しいんじゃないかという意見もありました。それらを含めて、義務的にモニターの皆さん方に責務を課すということは非常に参加が難しくなるんじゃないか。結論的に言うと、要綱は厳しくないほうがいいんじゃないか。フランクな気持ちで出てきてほしいという意見が大勢でありました。そこで、(1)から(2)については、することとなっておりますが、そこについては努めることに変えたらどうなのかということです。

しかしながら、モニターの義務としては残していくということです。これらについて、皆さん方の意見をまとめていきたいと思っておりますので、第3条についての皆さん方の御意見を頂きたいというふうに思っております。

松尾数則委員 委員長が言われたように、あまり厳しい内容にするのは、私も反対です。だから、おっしゃったように努めることとか、そういう表現のほうが、基本的には一般市民の意見をいろいろと聞けるのではないかという気はしております。

矢田松夫委員長 ほかに御意見ないですか。もう一回、第3条を見ていただけますか。全部すること。いわゆるこうしなさいよという書き方ですが、努めることに修正でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長 今は第3条のことですが、努めることというふうに改めるということでしたが、文書により意見を提出することはそのまま続けられるんでしょうか。それとも、モニター会議等を設置して、そこで意見を聴取するということでしょうか。それによって、どのように要綱を変えるかというのが変わってくるかと思います。

松尾数則委員 いろんな意見があると思います。ただ、モニター会議をせっかくやるので、モニター会議の中で意見を聞くという形の流れのほうが、僕はいいんじゃないかなという気がしています。

岡山明副委員長 ちょっと読み上げましょうか。それでは、第3条ということで、職務ということで、市議会モニターの職務は、次に掲げるものとするということで、（1）本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、市議会の活動及び運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出することという表現です。

矢田松夫委員長 これについては努めることにすると。

吉永美子委員 島津次長が言われたのが、ここはモニター会議との関連があるところになるので、私が受け止めたのは、意見の提出はモニター会議の中で一つ作って、職務の中に、第3条（1）の2行目、又は議会報告会に参加することに努めることというふうにとったんですけど、そういうことではなくて、モニター会議は、意見は出してもらわんといけんですよ、絶対に。会議でしたことを。だから、これは個人のことを言われているので、個人の職務は、本会議とか委員会とか政策討論会を傍聴されたり、又はそれが無理ならばインターネットで視聴されたり、議会報告会に参加をすることに努めるというふうに変えるんだと私は認識しましたが、いかがですか。

島津議会事務局次長 今後、改正を考えるに当たって、変わってくるかとは思いますが、例えば、本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加するように努めること。その上の三つを全部、傍聴すること、視聴すること、それから参加するように努めることというような認識でよろしいということでしょうか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

矢田松夫委員長 私もそう言おうと思った。そこで一応打ち切って、次の吉永委員が言われたように、市議会の活動については、第9条との関連がありますので、取りあえず第3条の（1）については、参加するよう努めるということで、そこで止めるということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは（2）です。

岡山明副委員長 （2）に行きます。市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書により提出すること。そういう表現です。

古豊和恵委員 これは、その前の（１）で意見を、電子メールを含むとか書いてありますけれども、これはモニターの方たちも電子メールで返すということはいかがなものでしょうか。文書でなくて、それはできるのでしょうか。

島津議会事務局次長 今までは意見を文書、例えば電子メールでも出すことはオーケーにしておりました。ですから、ここで以下この条において同じということで括弧書きにしておりました。今の議論は、その意見を文書により提出すること自体をやめて、モニター会議というのを設置して、そこで意見を聴取するということでしたので、例えば（２）については、市議会の議会だより、ホームページ、フェイスブックを見るように努めることとか、恐らくそういうふうに変えていくということではないかなというふうには思います。

矢田松夫委員長 それでは、そこでフェイスブックを視聴するように努めることと。

吉永美子委員 今、島津次長が言われたように、市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックを見るよう努めることで、すんなりとそれでいいと思います。

島津議会事務局次長 今すぐには出ませんが、その辺は整理して、提案したいと思います。今はどういう方向で変えていくのかということを決めていらっしゃるんだと思いますので、細かい文言についてまでも決める必要はないかなと思います。

矢田松夫委員長 分かりました。それでは３番に。

中島好人委員 今こうすると、見るように努めることで終わってしまうと、見

たか見ていないか全く分かりません。だから、やっぱり何らかの形が、見て文章を提出することに努めることとか。そうなると、出す人と出さない人があるだろうけど、見ることだったら見たよで終わってしまう。見ていなくても終わってしまう。

吉永美子委員 結局、あんまり義務的にしているんじゃないかというところで、文書で提出することが厳しいんじゃないかといったことがあって、そういうふうに努めていただいて、モニター会議に出席すること、モニター会議においては、こういったホームページとか議会だよりといったことについて、意見をまとめて提出することとすれば、全てが包含されると思います。

矢田松夫委員長 2段構えで見て、あとは会議で言ってくれと。見なければ、意見は言えないと。

岡山明副委員長 中島委員と私は同じ考え方で、やっぱり見るよう努力というのは、それはもうおかしいと私は思うんです。そういう意味で、やはりこの部分でいくと、意見、文書という表現があるから、視聴して意見を提出するように努めるという、さっき中島委員が言われた表現のほうがいいんじゃないかと思ったんです。視聴だけではなくて、意見が当然あるでしょうから、それを文書という形で提出する努力をしてほしいという表現まで入れていいんじゃないかと思うんです。提出するという表現じゃなくて、提出するよう努めるという形で。

吉永美子委員 だから、以前より話が出ているのは、モニター会議を設置するというで決定すれば、もう日頃、随時出していただいた意見は出さないの、意見は出てこないんですよ。意見というのは、モニター会議で出てくるんですよ。そういうところでは個人の意見は出てこないということになります。モニター会議で出て、そして、そこでまとめられたものが出てくる。意見がこれまでのように随時出てくるんじゃないかと、

モニター会議で出していただくという流れになっているので、申し上げているところです。

岡山明副委員長 私はそれはちょっと今初めて聞いたように思います。今言われたように定例会ごとか半年かという時期によって、そのときにモニター会議を開いて、皆さんの意見を聴取するという形で進められているんですか。

矢田松夫委員長 これをまた次の項でやります。今は第3条の各項に……

岡山明副委員長 今第3条の話をしていますよね。今の吉永委員の話でいくと、モニター会議で全部話を集約し、こちらのほうに提出する。

矢田松夫委員長 それは次の議論になりますが、今、第3条の(1)から(4)までについては、義務的とか厳しいじゃないかということで、努めるといふことに、文章の表現を直したらどうなのかということに進めよるんですが、そうしたら、岡山副委員長が言うのは、また元に戻るわけなんですよね。早く言えばね。文書で提出するように。

岡山明副委員長 やっぱり、まずいですか。

矢田松夫委員長 いや、まずいことないんですよ。そうなると、また元に戻ってくるんですよ。全部しなさいになる。そうしたら、モニターに出てくるのに少し酷じゃないかと。

中島好人委員 広報の議会だよりを見て、思ったこと、感じたことというのは、即文章を書いて、こうしたら良かったとか、こういうのにしたらもっと改善されるんじゃないとか、そういうのができないという話になってしまうような感じがします。そういうものは全部、年に2回か1回か、モニター会議のときに出してくださいというのを決めましたか。僕は、

モニター会議のときに論議し、話し合いをしますけども、出すのはいつ出してもいいんじゃないか。受け付けないということはないんじゃないか。だから、結局そういうことを見てくださいで終わっていいのかなと思ったりするわけですよ。だから、そこで感じたところを思ったとき、文章にしてすぐ出せる場所があるということは、大事なことじゃないかなと思うんですけど、これは話を盛り返してしまうことになるんですか。

矢田松夫委員長 今までの統計を見ると、出す人と出さない人の差があった。それについて皆さん方の意見を総括すると、出すことによる困難さがあったんじゃないか。それで、文章の表現を「努めること」に直したらどうなのかという議論で進んできたんですけど、それでは困るよとなれば、また元に戻るんですが。

松尾数則委員 言いたかったのは、それを義務づけるんじゃないですから、努力してほしいという内容に変えたらどうかという意味なんです。別に文書を出されても全然構わないです。

岡山明副委員長 私さっき読み上げたんですけど、提出するという表現があるから、これをちょっと柔らかくというだけでいいんじゃないかと思っています。提出できるように努力していただきたい、努めていただきたいという表現で、私はそこで断定するんじゃなくて、そこは努力で。

矢田松夫委員長 いや、努力と努めると一緒じゃないんかね。

岡山明副委員長 提出すると断言、言い切っていますから、それを努力に。

矢田松夫委員長 いやいやまた話が戻るから、話を戻さんようにせんと、前に進まんと思うんです。そうしたら、11時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

矢田松夫委員長 それでは休憩を解き、議事を再開します。

中島好人委員 前期からの申し送りの第9条の件ですけれども、随時意見を受け付けるのではなく、モニター会議を開いて意見を集約することで、全員一致したという項目があります。そのときに、僕は参加しておりませんが、全員一致したということですので、尊重したいというふうには思います。ただ、随時意見を受け付けるのではなくというところがちょっと気になっていたんですよね。やはり、いろんなことを感じたら、すぐ文書にして提出するとか、意見を言うとかというのは普通だろうと思います。なぜそれを受け付けないのか。議論はすぐやるんじゃないかと、やっぱりきちっとしたモニター会議なり、委員会なりの中で論議するのがいいだろうと思ったんですけれども、モニターというのは一般市民に意見を聞くとかじゃなくて、モニターとしては一定の職務をもって任命された任意の人ですんで、理解の中で進められるんじゃないかなというふうに思いました。ですから、前回の委員の中で決定した事項を尊重して、その辺のところは、今まで4年間進めてきた中での、こうしたらいいんじゃないかという申し送りだろうと思うんで、僕はこれでいいと思います。モニター会議をどうすべきかというのは別ですけれども、理解しましたんで、いいんじゃないかなというふうに思います。ただ、「こと」というふうに断定するんじゃないかと、努力なり、その辺のところは、幅を持たせたほうがいいかなというふうには思います。

矢田松夫委員長 話を元に戻しますよ。それじゃ第3条、もう一回行きます。

「又は議会報告会に参加するよう努めること」。市議会の活動及び運営に関することについては、第9条のほうでやります。(2)については、「フェイスブックを見るように努めること」。それから(3)のアンケートですが、これはこのままでいいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

(4) 市議会との意見交換については第9条でやります。以上で第3条についていいですか。

吉永美子委員 追加です。いわゆるモニターの職務としては、モニター会議及び市議会との意見交換会に出席をするということは、入れんといけんのじゃないかと思いますが。(4)です。

矢田松夫委員長 これだけど、第9条と関連するから第9条のほうで入れてもいいんじゃないかね。違う。(「職務だから」と呼ぶ者あり)はい、分かりました。じゃあ、第3条でいいですか。

島津議会事務局次長 すみません。(4)のところですが、市議会との意見交換会に出席することで、モニター会議と意見交換会との違いがちょっとよく分からないんですが。

矢田松夫委員長 だから私は削除って言ったんだけど。今、吉永委員は4番目は残せと。だから、第9条の中でそれをうたえばいいんじゃないかと僕は思うんですが。

島津議会事務局次長 (4)は当然残ってくるのではないかと思います。これは意見交換会なのかモニター会議なのかという文言の違いじゃないかなと思います。

吉永美子委員 いわゆるモニター会議及び市議会との意見交換会に出席することと申し上げたんだけど、それではいけんということですか。それを提案したんです。

矢田松夫委員長 モニター会議と意見交換会に出席するという、モニター会議をその中に新たに付け加える。どうですか、皆さん。

古豊和恵委員 モニターは、モニター会議と市議会の意見交換会、両方に出席しないといけないということになるわけですか。

矢田松夫委員長 意見交換会の位置づけになってくるからね。それをまた議論しないといけんけど。

吉永美子委員 モニター会議というのは、新たに入れるわけじゃないですか。これまで意見交換会を年に1回行うことでやってきているんですよ。ですから、モニター会議を付けるのかなと私は思ったので、提案させていただいたんです。だから、もうモニター会議で意見交換会自体をやめるのか、それはもう皆さんの考えですけど、私はモニター会議はモニター会議とっていて、意見交換会は意見交換会だと思っていました。このままでいくと任期が1年ですよ。そうすると、大体、任期が終わるときの最後にやるんですよ。最後に意見交換会をやるんですけど、モニター会議というのは何回にするかはこれからですけど、持ち寄られた意見を会議で決めていただいて、議会に出すわけじゃないですか。それと意見交換は、あくまでも個人的に言われることに対して意見を交換していくというふうに、私はそういう思いでいたもんですから、モニター会議はモニター会議だと思っていましたので、あとは皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

岡山明副委員長 モニター会議と意見交換会、2種類あるということですね。それでこの文章を入れるということですね。頭の部分で、第3条は市議会モニターの職務はとありますから、意見交換会が職務と言ったらおかしいですが、モニター会議も意見交換会の中に入らんですか。最初の部分、第3条の市議会モニターの職務は、次に掲げるものという中に含まれるんじゃないかと私は思うんですけど。

矢田松夫委員長 今、言ったモニター会議は要らないということね。意見交換会でいいですよと。

岡山明副委員長　そうです。これ今の第4項のままです。

長谷川知司委員　意見交換会そのものを、今まで一回しかしていなかったんです。だからそれを小まめにするということで、その意見交換会をモニター会議と同じという解釈はできんですかね。私も同じでいいんじゃないかなと思います。モニター会議と言うと、どうしてもモニターさんだけの会議というようなイメージになりますけど、あくまでも議員がそれに一緒になって意見交換をするということが大事だと思いますので、広く解釈して。

矢田松夫委員長　第4項を残すということで、このままで。私は削除と言うんですが、皆さん方の御意見を聞いて、この項目を残すということですか。（発言する者あり）

古豊和恵委員　市議会との意見交換会というのは、では一般の市民の方たちがモニター以外の方……

吉永美子委員　モニターと議会です。

古豊和恵委員　一般の方たちが例えば、市議会の意見交換会がありますよという、あれはしないわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第4項は要るんですか。

矢田松夫委員長　どうしますか。このまま残すのか、それともモニター会議を新たに入れるのか。どうしますか。

長谷川知司委員　私は（4）はそのままでいいと思います。

矢田松夫委員長　ということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは第9条行きます。文章の手直しはまたやります。第9条については、第3条の職務に沿って、意見、提言の集約は、これはあくまで皆さん方の意見を含めて思ったことを言いますが、第9条については、議長は、第3条の規定により市議会モニターから提出された意見を広聴特別委員会に送付するものとするということですね。それを受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。早く言えば、これもモニターと広聴の職務ですね。それを新たに第9条でうたっております。皆さん方の意見は、ここに書いてあるとおりでありまして、出された意見の資料が欲しいとか、意見はホームページに公開、1年分出すと個人名、氏名は出さないとか話があったですよ。個人名を出すわけにいかんよと。それから、割り振りするだけか、岡山副委員長が言いましたが、第3条と第9条がぐちゃぐちゃになっていると。電子文書じゃなくて顔を見て集約したらどうなのかと。一方的に電子文書とか、郵便ばかりじゃ駄目ですよ。顔を見て、みんなの声を聞くのが広聴の務めじゃないかということですね。出された意見の結果が見えないと。あるいは、ばらばらに出すのかと。これ、さっき中島委員もまとめて出すのかと言われました。それからモニター会議を開催して、みんなの意見を集約すればいいんじゃないかということで、その結果の結論については意見、提言の集約は定例会ごと、年4回プラス委嘱日ですから、6月1日ほか、4定例会ごとにやってはどうかと。広聴が主体的に会議を運営するんだと。しかし、モニターの意見を聞くときに、各常任委員会の正副委員長も入れてもいいんじゃないかと。そして、その場で回答できるものと回答できないものは、それぞれが振り分けるといことです。こういうことで、第9条をまとめてみたいんですが、皆さん方のほうで御意見がありましたらお願いします。出された意見の集約の方法ですね。モニター会議の開催の回数。まず、モニター会議の開催の回数からいきます。

古豊和恵委員 年に何回が適当なのかという回数というのは、基本的な数字はあるんでしょうか。

矢田松夫委員長 ないです。それを古豊委員から言ってください。私はこう思うけど、これ何回がいいんですという意見を言ってください。

長谷川知司委員 やはり、定例会ごとにそれをするというほうがいいと思います。3か月ですね。年2回となれば半年になって、そのときに、もし結論が出ないものを次の回答ですとしたら、1年になるわけですね。ところが定例会ごとにすれば、そのときに結論が出なかったものは、次の3か月後の会議のときには回答できると思うので、定例会ごとの年4回を一つの案として提案します。

中島好人委員 私も随時受け付けなら、年2回ぐらいと思ったんですけども、受け付けないというふうになると2回というわけにいかないなというふうには感じました。ですから、長谷川委員が言ったように4回が適当かなあという感じを受けております。

矢田松夫委員長 第3条第1項に職務がありますね。その結果、モニター会議を開いて意見をくださいよというのですね。第3条第1項ですね。本会議、委員会、政策討論会を傍聴し、インターネットを見て、そして議会報告会に参加して、皆さん方の意見を定例会ごとに頂きますよということになるんですが、いいですか。

松尾数則委員 ちょっと確かめておきたいんですが、今までは年2回だったんですね。

矢田松夫委員長 最初もそれを言ったでしょう。委嘱日の日と最後の2回。

松尾数則委員 2回だったんですね。

矢田松夫委員長 さっき言ったとおりです。

松尾数則委員 そのときに、何か、基本的には年一回で、別に何か問題があったのかなと思って。その辺のところをちょっと聞きたいなと思ひまして。

吉永美子委員 その際には、随時意見を受け付けていたので、全く違います。

矢田松夫委員長 それはさっき中島委員が言った意見です。それで、次に進めます。進め方については、広聴が主体的にモニター会議を運営するけれど、その席に正副委員長も出ていただくと。運営ですよ。年4回で決めて、要綱を変えるだけでいいでしょうか。運営までしなくてもいいでしょうか。お諮りします。

松尾数則委員 正副委員長という話ですが、それと議会運営委員会はいいんですか。それも含めて、内容的には議会運営委員会なんかが一番関係が深いかなという気もしなくもない。

矢田松夫委員長 それは松尾委員が疑問を出して、その意見を言ってくださいね。僕に質問するよりは。

松尾数則委員 いや、議運もいいんですかと言ったんです。

矢田松夫委員長 出しなさいと言ったほうがいいですね。

松尾数則委員 出しなさいって、出しなさいとは言えませんよ。

矢田松夫委員長 出したほうがいいよと言ってくださいね。

松尾数則委員 議会運営委員会も出したほうがいいんじゃないですか。

中島好人委員 あまり細かく内容まで決めるのはどうか。やっぱり人数とか、

いろいろ内容とかによって違ってくる内容もあるだろうし、誰が参加したほうがいいのかというふうなモニターからの意見によって、違っても来るだろうし、その辺では、あまり細かく規定しないほうがいいんじゃないかなと思います。

矢田松夫委員長 分かりました。それでは、運営方法については、広聴特別委員会で別途決めるということでもいいですか。ただ、今日は、年4回で止まるのか、委嘱日を入れて5回なのか、議長から委嘱状を手渡す、これも入れて5回にするのか、入れないで4回にするのか。皆さん方の意見を頂きます。

長谷川知司委員 委嘱日はあくまでも新人もいらっしゃるもので、そのときには意見交換会にならないと思います。逆にモニターの説明会とかが主だと思います。ですから年4回でいいと思います。ちょっと話が変わりますけど、この広聴特別委員は各3常任委員会から2名及び3名出ているので、正副委員長をモニター会議のときにお呼びするということは必要ないんじゃないかと思います。

矢田松夫委員長 分かりました。そうしたら、第3条の職務内容に沿って、意見提言の集約は、定例会ごとに行う。委嘱日を除く。そういうふうに決めます。次の第4条と第6条に行きます。第4条については、定員の問題です。定員は10人程度とするというふうに第4条にうたわれております。市議会モニターの定員は10人程度とする。市議会モニターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないとありますが、特に団体の推薦のこともあります。どういたしましょうか。これまでの議論については、10人程度でいい。人数はこだわらない。割合は検討する。いわゆる個人と団体の割合ですね。若者の団体へ依頼していく。活動内容の明確化、ルールを決め、周知し、会議で説明する。任期については、1年程度とする。再任を妨げないという意見が出ましたが、皆さん方の意見を頂きたいと思います。定員についてです。

中島好人委員 僕は団体推薦によって定数が違ってくるんで、先に決めたほうがいいんじゃないかと思います。僕はいろいろこの間のモニターの意見とか、議事録なんかもずっと見させていただきましたが、モニターの意見では、団体推薦の意味がないんじゃないかというのが多かったです。モニター自身の意見というのは、そういうのが多かったようでした。となると、僕は団体推薦の意味がないんじゃないかと思います。前は、全体の総意として団体推薦がいいかなというようなことが出ていたんで、それはそれで大事だなということも思っていたんですけども、規定としては、関心のある人とかいう規定にのっとっていけば、僕は団体推薦なしで、希望者を10人程度にするという基本に帰るべきかなと思っています。

矢田松夫委員長 中島委員が言った第4条と第6条の関係で、第4条でいうと10人程度で、第6条については、(1)を削除して、(2)を生かしていくという意見ですね。今の設置要綱を見ていくとですね。

松尾数則委員 私も、中島委員の意見で基本的には賛成なんですけれど、ただ、そのときに10人程度、公募が集まるかなと思います。集まらないから団体を入れたんだといううわさも聞きました。だから、そのところがきちんと決まれば、僕も基本的には公募だけでいくというのは、賛成であります。

古豊和恵委員 もし集まれば私も個人でいいんじゃないかなと思います。集まる方たちも年代別にいろんな年代の方が好ましいのではないかなと思うんです。例えば、50代、60代の方ばかりが10人集まるのではなくて、いろんな年代の方が集まって協議をするべきではないかなと思っていますので、もし20代、30代、40代とかいろいろな年代の方が一般公募で集まるようであれば、私も団体はなくてもいいのではないかなと思っています。

矢田松夫委員長 団体を選んでもいいのか。

古豊和恵委員 もし集まらなければ団体。

矢田松夫委員長 それはさっき言ったように、松尾委員が何かうわさでという話なんです。人が集まらんから団体にといううわさがあったと言うけど、そういう意見でいいということですか。

古豊和恵委員 はい、そうですね。

長谷川知司委員 今ありましたように、モニターは再任を妨げないとなっているんです。ですから、幅広い意見を聞こうとしてもモニターが固定する場合があります。そうしたときに、幅広い人の意見を聞くために、公募だけじゃなくて団体にもお願いするということで、より幅広い分野の方から意見が聞けるということで、私は団体の方がおっただほうがいいと思います。決して一般の人を阻害するわけではない。一般の人は10名程度でいいというのは、きちんと確保していいと思います。それプラス、団体からの人という考えで行かれたらどうかなと思います。

矢田松夫委員長 長谷川委員は第6条をそのまま残すということですね。人数はどうですか。

長谷川知司委員 個人が大体10名ということでありますので、人数はそれにプラスアルファという考えでおります。個人を減らしてというんじゃないで、人数は10人程度のままで別に問題ないと思うんです。

矢田松夫委員長 第4条、第6条を変える必要はないということですか。

長谷川知司委員 はい、そうです。

吉永美子委員 長谷川委員からありましたけど、もともと団体推薦を入れたのは、幅広く意見を聞こうということと、また、私自身がすごく強く感じていたのは、年代がどうしても高い方になっているので、若い方の意見をもっと聞ける可能性が出てくるんじゃないかと思いました。よその市にお聞きしたときに、若い方が入っているということで、その可能性が出てくると思ったので、団体推薦は必要だという認識でおりました。団体推薦そのものは、私はやめないほうが良いと思っています。定員についてもどれだけの人数が応募されてくるかというのは、大変クエスチョンなので、程度ということで、枠にがしっと入れない形で考えていかれたらいかがでしょうか。

矢田松夫委員長 吉永委員も長谷川委員も、この第4条と第6条は残す、そのままにしていくということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員 任期については後で話してください。

矢田松夫委員長 任期はまたやります。

岡山明副委員長 ちょっと事務局に確認したいんですけど、団体推薦がありますよね。議長が適当と認めた団体からの推薦という形があるんですけど、推薦でなくて、公募された団体は今までありましたか。

島津議会事務局次長 公募はあくまでも個人を公募しておりますので、団体が公募に応じたというようなことはありません。募集方法については、議長が適当と認めた団体からの推薦というふうに書いてありますが、内容としては、広聴特別委員会が決め、それを議長が適当と認めたということです。

中島好人委員 あわせてちょっと聞きたいんですけども、先ほど公募で人数が

足らなかったとか、そういう話も出たんですけども、公募の数というのは把握されて分かりますか。

島津議会事務局次長 公募はたしか3回行っておりますが、2回は10人に満たなかったです。たしか7人程度だったと思います。前回につきましては、4人程度で公募を掛けたところ、11人の方が応募されたということです。今、お話を聞いておりますと、このままでいいということでしたが、第4条については市議会モニターの定員は10人程度とするというふうにしておりますので、仮に公募を5団体程度考えておられるのであれば、ここの市議会モニターの定員は、公募10人、推薦5人程度と考えれば、15人程度に改正しなければいけないのではないかなというふうには思います。

長谷川知司委員 今、事務局も言われましたが、やはり公募してみて、その結果、どのような分野の人が公募されているかを見て、それによって団体を何人お願いするというふうにしたらいと思うんですね。だから、幅広い人がいらっしゃれば、団体が本当に数少ないかもしれないです。やはり公募となると、偏っているというのが今までの傾向だと私は思ったもので。

中島好人委員 この趣旨からしていくと、偏ろうが偏るまいが、山陽小野田市議会に関心を持って、よりよい議会のために提案していくということですから、そういう市民からのモニター意見を尊重していくという立場が、僕は大事じゃないかなというふうに思います。だから、そういう人の意見がどうなのかということで、良いこと言えば、若い人も関心を持ってどんどん入っていただければいいんですけども、基本にあるものは、規定されているとおりに関心のある人というふうになっているわけですから、僕は、そこまでここで考える必要はないのではないかなというふうには思っております。

長谷川知司委員 中島委員が言われた関心があつて、希望される方を阻害するというじゃないんです。その方は当然それで大事にしたい。プラスアルファで、それに頼らない、要するに設置目的第1条にありますように、意見を広く聴取ということから考えれば、そういう人たちプラスアルファで考えたいというのが私の意見です。

矢田松夫委員長 ほかに団体の募集は水増しではないんだと、先ほどうわさがあったけど、そういうことじゃないんですよということですね。ほかにないですか。どうするか、まとめないといけないです。このままでいくのか、変えていくのか。

中島好人委員 あくまでも、僕は要綱にあるとおりに進めていくということが大事だと思います。公募を申し込んだ人を尊重していくという立場が貫かれているならばそれでいいし、また、団体からといってもどういう立場というか、非常に難しいことになるんです。当然、僕は団体推薦で団体の立場に立ちきれないじゃないのかと思うんですよね。だから、基本的に団体から出ても個人という立場で、議会に関心を持って、自分が所属している団体の代表として、そこでその団体の意見を言うとかとはまた違った意味で、個人として、議会へ提言していくというか、参加していくということが大事じゃないかな。もし、どこかの役付きが出てきて、何も言わない、何もしないという話になったら、何の意味もないというふうに考えるんです。長谷川委員が言うように、もし公募をするなら、手だてはどうするのか。団体からの推薦なり、団体から公募していくということを、どうしていくのかというのは、もうちょっと丁寧に自分の考えなり意見を言わないと、そうだなというふうに賛成はできないというふうに思います。

長谷川知司委員 これは私の個人的な思いです。確かに団体では、出られた方がその団体に持ち帰って意見をまとめるということにはできないと思います。あくまでもその団体から推薦された個人の方の意見になりますが、

その団体に属しておれば、団体の立場というのは常に思っただらっしゃるから、その中での意見になると思います。個人的な意見ですけど、その団体から出たという感じの意見になるというのが私の考え。それから、私が思うのは、未就学児、未就園児のお母様方に政治に興味を持ってもらうためにも、そういう人がいらっしゃればいいし、将来、市議会議員にという気持ちの方も出てくるかもしれません。そういう意味で若い方になってもらいたい。これができるかできないかは別ですけど、門戸は開いておいていいんじゃないかなと思います。それで、団体については、どういう団体にするかというのは、まず、公募した結果をもって、この中であと団体がいるかどうか、どういう人が欲しいなということを決めたいと思っています。

矢田松夫委員長 話を整理しますが、どの団体に推薦を依頼するのかというのは、また次の会議にしますが、そうせんとですね。あれじゃこれじゃってなります。もう一回話を戻しますが、第6条第1項については残すということですか、皆さん。第6条第1項、団体からの推薦を受け付ける、実施するということですか。松尾委員と古豊委員はちょっと意見が違っていたんですが、残すということでもいいんですね。（発言する者あり）団体推薦を受け付けるということで。

中島好人委員 条件がある。そうなると条件として、1と関連があるんですね。先ほど事務局からあったように、定数は10人程度にするというふうにすると、公募がもし10人だったら団体推薦はなし。10人程度やから。

矢田松夫委員長 中島委員、話を折ってはいけんけど、前期は個人が11人です。団体からが6人です。それをちょっと頭に入れておいてください。

中島好人委員 公募が10人程度、団体からは5人程度というふうになるというなら全部いいです。残していいです。

矢田松夫委員長 中島委員からありましたが、そういうことでいいですか、皆さん。

長谷川知司委員 あくまでも私は公募の人を優先に大事にしたい。それプラス、補う意味で団体ということですから。

矢田松夫委員長 次回は、5から6団体に声を掛けるところを考えておいてください。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）5から6団体です。それから、定員は全体で15名か16名かですね。個人公募が10人程度でいいですね。募集方法は今決めました。それから、任期は1年とする。再任を妨げない。ここに行きます。1年とするとか、再任を妨げないとかがありましたけど、いろんな議論の中で、議員任期を基礎にすれば、3年もいいんじゃないかという資料を皆さん方にお渡ししましたので、その資料に基づいて御意見を頂ければと思います。

松尾数則委員 これは委員長が作られたグラフですか。このグラフを拝見させてもらおうと、やっぱりモニターの任期は3年のほうが一番いいかなという気がしています。

矢田松夫委員長 私が作ったからいいじゃなくて、具体的な理由に基づいて言ってください。なぜ3年がいいのか。

松尾数則委員 1年では短か過ぎる。1年では恐らく何もできないような気がする。今からの流れからすると、3年にするとちょうどいろんな流れの中で、全てのモニターの意見としての流れが務まるような気がするんです。

吉永美子委員 その3年を私は否定する気はないんですけど、やはり新たにモニターになられた方が、3年間務めるのは厳しいとなったら、辞任届み

たいなことになりますよね。今のままでいけば、再任を妨げないということは、3年間できるわけでしょう、多くなかったら。それを考えると、1年で再任を妨げないで悪くないというふうに思うんですけど、3年が長く感じるか、感じないかというのは、その立場にならないと私もよく分からないんですけど。

古豊和恵委員 個人で出られた方というのは3年頑張るぞという思いもあると思うんですけども、団体で出られた方は、もしそこに所属して、辞められる方もいらっしゃるわけだし、次の方が出るときにというのものもあるだろうし、その辺りは吉永委員が言われたように、やはり1年にして、再任を妨げないのほうがりやすいのではないかなと私も思います。

中島好人委員 モニターの意見を聞くと1年は短いと思います。こういうのは、何でもそうですけども、1年間いろいろ模索するんです。何でも大概の任期というのは少なくとも2年というのが普通なんですよね。今までやってきたモニターの意見としては、そういうのが多かった。そういうモニターさんの意見をこの委員会は最大限に尊重していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ですから、1年は短いし、議会、委員会と一緒に議会改革を進めていくという立場に立てば、僕は3年に賛成したいと思います。

矢田松夫委員長 最後残った期間は、3年間の総括ということで、少し幅を置いている図を私が作ったんですが、皆さん方の御意見を頂きます。

吉永美子委員 中島委員はモニターから任期が1年では短いという声があったということなんですけど、委員会等として、アンケートとかは取っていないので、どういう形でそういう意見が出たのかというのは、ちょっと分からないんですけど。

中島好人委員 意見交換会の議事録にありました。

長谷川知司委員 3年と聞くと一般の方もちょっと引かれる場合があるし、団体をお願いするときもちょっと引かれる場合があるんで、かといって、2年とすると、残り1年の追加は、再任は可能とかいう形にできるかどうか。特に団体においては、途中での交代は認めるというような形にしないと、3年であれば出てくる人が少ないかなと思います。

古豊和恵委員 これはあくまでも再任を妨げないというふうになっていますので、やはりモニターを続けたいと思う方は、多分3年間でも続けられるであろうと思われまますので、最初から「あなたはいいですか、3年間続けてくださいよ」というふうにするのではなくて、再任は妨げないので、よろしかったらお願いしますという形でもよろしいんじゃないでしょうか。1年ごとに。

中島好人委員 たしか2年というのが、意見としてあったというふうに記憶があります。ですから、年数として3年は長いというなら、2年というところで、再任は妨げないということでどうですか。任期としては、少なくとも2年は必要じゃないかなというのは思います。

古豊和恵委員 今から2年モニターをされて、その後またモニターをされる方もまた2年、そうすると……（発言する者あり）それはまた別に考えるんですか。（発言する者あり）要するに、議員の任期というのが4年間じゃないですか。そうすると2年間務めて、もしモニター制度が続くのであれば、またその後の方が2年という形になるので、それなら、1年間にして、毎年再任をしていただいて、ちょうど切りのいいところで、また次の方にとということもできるのかなと私は考えたわけです。

岡山明副委員長 毎年1年任期で団体推薦を受けますので、団体推薦となると職場の事情もあります。また、吉永委員からもありましたが、個人的にいろんな事情で辞められる方もいらっしゃるという状況であれば、2年

間にすると、今の任期の状況がありますので、その辺で従来どおりの1年任期で再任を認めるという形のままで私はいいんじゃないかと思っております。

中島好人委員 最初に言ったように、任期が1年になったら、モニターになったときにすぐ何かしようという形にならないのですね。やっぱり1年間どうなんだろうと模索すると思うんですけど、再任を妨げないと言ったとしても、任期としては2年、やっていた人から2年が適当という声があるんで、1年1年区切ってという形よりも、任期2年のほうがいいかなというふうな感じはしています。

長谷川知司委員 委員長が案として出された3年という理由が何かあれば、教えていただきたいんです。

矢田松夫委員長 3年というのは、議員任期が一つです。それから、1年では職務の継続性がないというのが二つ目です。3点目は、4年間です。委員はどうなるか分かりません。2年ごとに一回変わるから分からんけど、最終的には最後の3月で総括して、次に引き継ごうと思います。一つ一つ整理して、次に申し送ろうという期間を最後に置いているんです。個人公募だって欠席があるんじゃないかというけど、団体公募のほうが明らかに今までは出席状況が悪かったんですよ。いわゆる意見とかね。それもあるから、僕は松尾委員が言ったように、少しモニターの人数の水増しも団体のほうでカバーしたんじゃないかという気がしなくはないんですね。それで出席率が団体に割り当てられたというか、そういうのがあったんじゃないかという気が僕もしないことはないです。そういう気があって、やっぱり個人公募にしたほうがいいんじゃないか。私の意見ですよ。

吉永美子委員 委員長が言われた少ないからということではありません。よその市を見て、団体推薦で取っておられるところがあって、お話を聞いた

ら、やはり若い方が出てこられるというメリットがありますと聞いて、やっぱり年齢的に見ると高い方が多くて、若い方の意見が入っていくように、先ほど子育て中のというのも言われましたけど、より若い方に入っていただくということを目指すと、団体を入れるということのメリットも出てくるのではないかとということです。絶対に人数調整ではありません。

松尾数則委員 任期の話に戻しましょう。2年という話もありましたが、こうやって見たら、2年というのはちょっと中途半端な気がしませんか。僕たちの任期も2年でして、ここで任期が切れたりすると、最後の締めまで、ちょっと難しい話になるような気がする。3年となれば、ちょうどいいかなという気がしたものですから、僕は基本的に3年に賛成したんだけど、もちろん、任期1年でも別に構わないと思いますし、ただ1年ごとにというのも釈然としないところがあって、2年というのはちょっと違うかなという気がするんです。

吉永美子委員 前の委員会では、1年半という考えの方もいたんですよ。1年半が2回で3年でしょう。2年にすれば次の年は絶対に1年にしないといけないんですよ。そういうところでやるというのは、ある面、不平等というか、最初の人には2年間どうぞと言って、最後の人はずっと1年で、次の再任を妨げないとしたとしても任期は終わるわけですよ。だから、3年が長いという感じの意見が多ければ、1年半か1年という形かどうかと思います。

長谷川知司委員 私はさっき2年と言いましたが、それ訂正しまして、やっぱり1年で再任は妨げないというほうが出やすいし、また、団体についても推薦しやすいかなと思いましたので、この原文のとおりということで、私は賛成です。

岡山明副委員長 さっき2年間という話が出ましたが、この意見交換会の中

で女性から1年でいいと、新しいメンバーに交換してほしいという意見も出ているんです。1年でどんどん入れ替えてということで、1年任期でよろしいという賛同者の方も、この意見交換の中に入っていますので、その辺は1年でという状況もあるんじゃないかと私はそう思います。

矢田松夫委員長 ほかにないですか。現状のままいくということになるんですが、ただ、モニターの意見あるいは市民団体等にも、この問題については、主に団体推薦の状況はどうだったのかと、それを踏まえた上で議論してくれという意見が出た上で、私がさっき言ったまでです。その辺はそれぞれ皆さん方の認識とは違うけれど、団体からの意見が少なかったということです。今度また同じようなことが続けば、様子を見るのもいいんじゃないかという吉永委員の前の意見やったですね。一回で終わるなど。団体推薦については、そういう意見もありました。結論を出さなくてはいいんですが、どうしましょうか。

中島好人委員 公募10人、団体5人程度ということですけど、任期の問題ですよね。こうやってみると、やっぱり2年やって、あと1年というのもちょっとあれだなと思います。それなら1年半かなと数字的にも思いますけども、今そこを私が言っても理解を得られるような状況ではないので、全体の総意を出さなくてはいけないとなると、やっぱり1年で進めていくと。1年1年で本来はあんまり納得できないけども、任期とか流れ、全体の調整を見てみると、1年で仕方ないかなという感じになります。

矢田松夫委員長 それでは、第4条と第6条については現行のままだが、団体公募については、5、6団体ということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ただし、次回については、例えば子育て世代からじゃなくて、具体的にどこの団体まで、皆さん方の御意見を頂きますので、例えば若者の団体から、例えばどこなのかとか、そういうことを言わないと、抽象的に若者から高齢者、老人クラブとかだけじゃなくて、具体的に団体

名を言ってくださいね。それを次回までの宿題といたします。ほかのことについてはいいですか。

古豊和恵委員 時間帯は何時に会議を行っているものなののでしょうか。それによって、子育て世代のお母さんとかも参加できるかなと思うし、無理かなとも思いますし、それによって私もいろいろ推薦の団体を考えたいなと思っています。

島津議会事務局次長 それは委員会の中で決めていただけたらと思います。今まで意見交換会は大抵、夕方や夜にやっておりました。ただ、モニターの方の都合も考えて、例えば説明会であれば、昼と夜というような時間帯で希望者を募ってやったこともありますので、昼でも夜でも可能かと思えます。今の御時世ですので、十何人もモニターの方がおられましたら、お昼の部を希望される方、それから夜の部を希望される方で分けてやられるのも、コロナ対策ではいいかなというふうには思います。

矢田松夫委員長 ほかにはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次回は、さっき言った宿題と、モニター設置要綱についての案文をお示します。以上で本日の広聴特別委員会を閉じさせていただきます。

午後0時12分 散会

令和4年（2022年）3月29日

広聴特別委員長 矢田松夫